

2020 年度 安全報告書

経営理念

いつも『喜び・感動』



2020 年



富士急静岡バス株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

富士急静岡バスでは、「運輸安全マネジメント」に基づき、経営トップから現場までが一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

■安全方針

- 安全はすべてに優先
安全がすべてに優先します。お客様の安全が阻害されないよう120%の安全確保に努めます。法令及び諸規則の順守
- 法令及び諸規則の順守
法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。
- 常に安全の維持・向上
常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。
- 自ら考える組織
自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

富士急静岡バス株式会社では、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び諸規則を遵守し、絶えず見直しを図り、更なる輸送の安全に努めます。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表して参ります。

■基本方針

- 社長及び役員は輸送の安全確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- 社長及び役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実施、監査、改善を実行するとともに安全対策を常に見直し、全従業員が心を一つにして業務を遂行し、輸送の安全向上に努めます。また輸送の安全に関する情報を積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 安全目標

■ 2019年度の輸送の安全に関する目標に対する達成状況

2019年度安全目標	実施結果度
①重大事故「0」件	「0」件（達成）
②有責事故 前年比 50%	「13」件 前年比「3」件減（未達成）
③車内事故「0」件	「1」件 前年比「2」件減（未達成）

■ 2020年度の輸送の安全に関する目標

- ①重大事故 0件
- ②有責事故 昨年の50%減を目標
- ③車内事故 0件

(2) 2020年度富士急グループ安全重点施策及び自動車事業独自の重点施策

① 安全対策設備及び装備更

新車両導入時における安全装備の標準装備

② 危機管理体制及びテロ及び異常気象時対応のさらなる強化

- ・マニュアルの充実によるバスジャック、テロ、大規模災害時の対策強化
- ・万一の事態に備えた警察・消防・自治体との非常時訓練の定期的実施

③ 管理者を含めた職員の安全や技術教育体制充実による資質向上

- ・運行管理者研修より職務の習熟と危機管理能力の増進
- ・独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の外部講師による研修実施

④ 職員の健康管理、労務管理の徹底

- ・労務管理の徹底による過労運転防止を図る。（年次有給休暇の確実な取得）
- ・乗務員の健康診断の確実な実施や、健康スクリーニング（SAS、脳ドック等）で、健康状態の把握と、健康起因による事故の未然防止

⑤ 外国人観光客の安全対策、異常時対応の充実

- ・増加する外国人観光客へのシートベルト着用等の交通安全運動実施
- ・非常時に備えた指示・誘導案内体制を確立
- ・外国語による案内・表示の一層の充実（ピクトグラム化）

⑥ 安心安全のため基本運転、動作の励行

- ・確実な指差呼称を徹底し、発車時・走行時・後退時の危険を回避するとともに、常に周囲を注視し、事故を起こさない強い意志を育成
- ・緩やかな発進と停止
- ・十分な車間距離

- ・交差点左折時の一時停止
- ・右折時最徐行
- ・4つのアナウンス

「発車いたします」「はい、次止まります」

「お待たせいたしました」「ありがとうございます」を遂行し、乗客、周囲への安全安心を提供。

- ・ドライブレコーダーを活用した安全運転強化月間を実施

⑦ 情報伝達やコミュニケーション確保により、請負先委託先と一体になった事故防止

- ・ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット情報の全社共有、また、危険予知トレーニングの実施による運転士の危険回避意識を共有
- ・発券所等の委託先と当社が一体となって、安全に対する具体的な取り組みを進める。
- ・保険会社と自己分析、事故削減のために連絡会を実施する

⑧ 安全で快適な施設整備の推進

- ・様々なお客様がご利用になる各施設において、安全に、快適にご利用いただけるように「使いやすい」「移動しやすい」「わかりやすい」、すべてのお客様に優しい車両、施設整備を推進することは、社会に対する務めである。誰でも利用しやすい施設環境の構築に努めていく。(ユニバーサルデザイン化)
- ・事業所、車両美化を実施

⑨ デジタル化、IT化による安全性向上へ挑戦

- ・最新安全設備への継続的投資と安全設備の研究・開発を推進
- ・e-ラーニング教育内容の充実を図る。(12項目から15項目に増加)

⑩ 内部管理体制の強化

富士急行事業部安全 CS 担当とグループ各社や他事業の内部監査員と安全マネジメントの実施状況を確認するために、適切な時期を定めて、輸送の安全に関する内部監査を実施

- ・重大事故が発生した場合や必要な事案が発生した場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要な是正措置や予防措置を講じる。
- ・内部監査員を各社2名以上設置
- ・内部監査員をフォローアップ講習や国土交通省セミナーの受講
- ・情報共有を強化して、内部監査申請と記録を電子化、システム化
- ・事業毎で担当していた内部監査を、事業を超えた内部監査体制とする。
- ・監査役による経営トップの内部監査を行い、客観性を確保する。

【自動車事業独自の安全重点施策の具体的内容】

① 初任運転者（入社1年未満）の事故削減

- ・運転者の技量や特性に応じて、初任運転者研修期間を決定する。
- ・法令、罰則規定、事故原因などの講義を増やして、運転者の意識を高める。

② 車庫内等での後退運転時（回送・乗客なし）の事故削減

- ・2 段バックを実施し、後方の見落としを防止する。
- ・教育研修、点呼において、後退運転時の指導を重点的に行う。

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第 2 条に該当する事故

（1）運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなったもの

2019 年度	2018 年度	増減
1 件	2 件	▲1 件

（2）自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの

2019 年度	2018 年度	増減
2 件	3 件	▲1 件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通し、情報共有、情報交換を定期的に行うことにより安全に対する共通の意識をグループ全体で統一化しています。

「安全会議」

毎月 1 回、富士急静岡バスの安全統括管理者が主催し、各営業所内での安全に係る課題の抽出、その他対応の策定と進捗に関する話し合いを行います。また、「富士急グループ安全会議」「統括運行管理者会議」において決定した事項の報告、対応策の策定を行います。

「富士急グループ安全会議」

定期的に、富士急行本社の安全統括管理者が主催し、富士急グループ各社の経営トップの出席により、安全への取り組みについて報告や検討を行います。

「統括運行管理者会議」

毎月 1 回、富士急行本社の事業部安全 CS 担当が主催し、富士急グループ各社の統括運行管理者の出席により、安全運行に係る情報の共有、事故やヒヤリハット情報の分析や対応などを行います。

「安全衛生委員会」

毎月 1 回、業務部長が主催し、産業医、安全管理者、衛生管理者、衛生推進者、営業所長の出席により職場の安全衛生について話し合いを行います。

「マネジメントレビュー合同会議」

毎年 11 月、富士急行本社社長、富士急グループ各社経営トップの出席により、運輸安全マネジメントに関するマネジメントレビューの上期の進捗の確認、及び進捗状況を踏まえた、下期の取り組み等について検討します。

「安全目標・安全重点施策決定会議」

毎年 3 月、富士急行本社で行われる標記会議において、次年度に向けての安全管理規定の変更やグループ共通の安全方針の見直しを行っております。

この決定内容に基づき、弊社内にて行われる安全推進会議において、安全施策をはじめ各施策を制定しております。

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 運転士に対し旅客自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づき教育を実施します。(全運転士が毎月 e-learning を実施) 新採用乗務員については、専属の指導員が付き添い、乗務時間、乗務キロ及び当人の熟練度を勘案した教育を行います。また、富士急行(株)本社において合同の入社 1 年未満の運転士教育に参加しております。上記以外の教育は下記のとおりです。

(2) 安全運転中央研修所への派遣 (年 1 回)

(3) 運行管理者基礎講習の受講 (年 2 回)

(4) 救急救命講習 (年 1 回以上)

(5) バスジャック訓練 (年 1 回以上)

(6) ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用した教育を実施します。

(7) 吉原中央駅、富士駅、富士宮駅などバスターミナルでの街頭指導及び添乗指導を実施します。

(8) 有責事故は事例毎に事故分析を行い、発生原因を究明して再発防止策を講じます。

また、富士急本社において事故惹起者を対象とした教育に参加します。

(9) 社長、役員又は幹部職員は定期的に運転士などと直接対話を行う面談を実施します。

(10) 社長、役員及び幹部職員による早朝点呼を毎月 (1 日) 実施します。

(11) 本社職員及び運行管理部門などに運輸安全マネジメントに関する教育を実施します。

(12) 自動車事故対策機構 (NASVA) による運輸安全マネジメント評価を活用し、第三者の目から見た評価を受けます。

6. 輸送の安全に関する実績及び予算額

(1) 輸送の安全に関する投資

区分 主な内容	2019 年度 実績	2020 年度 予算
健康スクリーニング	脳ドック 110 千円 SAS 検査 589 千円 規制薬物 27 千円	脳ドック 110 千円 SAS 検査 589 千円 規制薬物 27 千円
ASV車両導入	貸切大型（1 両）40,000 千円 乗合高速（1 両）45,000 千円 乗合中型（2 両）40,000 千円	乗合中型（2 両）40,000 千円
車載機器の設備投資	ドライバーズモニター 10 台 850 千円	設備投資計画 新型コロナ対策 3,000 千円 車内換気対策 600 千円 運転席仕切板 2,500 千円 各所衛生対策 200 千円
車両整備費用 （修繕費用 等）	139,409 千円 （修繕費 131,368 千円） （備品等 8,041 千円）	83,645 千円

(2) 安全に対する運動

実施時期	内容
4月1日～6月30日	安全運転コンクール
4月6日～4月15日	春の全国交通安全運動
7月11日～7月20日	夏の全国交通安全県民運動
7月下旬～8月下旬	夏季輸送、安全・サービス向上運動
9月21日～9月30日	秋の全国交通安全運動
12月15日～12月31日	年末年始輸送安全総点検



7. 輸送の安全に関わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2020年3月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて適合性及び有効性に関し、概ね適正であることが確認されました。

■監査人

富士急行本社事業部安全CS、静岡バス内部監査員

8. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

■組織体制及び指揮命令系統

令和2年6月1日現在の安全統括管理者は 業務部長 米山 淳 です。
なお、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は別紙のとおりです。

- 安全管理体制組織図 別紙 1
- 緊急連絡系統図 別紙 2
- 安全管理規定 別紙 3

富士急静岡バス株式会社



安全統括管理者 米山 淳

以 上